改正後

（事業計画）

第二条　法第四条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　各営業所に配置する事業用自動車の種別（霊きゅう自動車又は霊きゅう自動車以外の自動車（以下「普通自動車」という。）の別をいう。以下この号、第三条の五第一号及び第六条第一項において同じ。）及び事業用自動車の種別ごとの数

四～七　（略）

２・３　（略）

（添付書類）

第三条　法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　（略）

一の二　事業用自動車の点検及び整備の体制を記載した書類

二～九　（略）

（法第五条第三号の国土交通省令で定めるもの等）

第三条の二　法第五条第三号に規定する許可を受けようとする者の親会社等は、次に掲げる者とする。

一　許可を受けようとする者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者

二　許可を受けようとする者（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者

三　許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

２　法第五条第三号の国土交通省令で定める許可を受けようとする者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一　許可を受けようとする者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

二　許可を受けようとする者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の二分の一を超える額を出資している者

三　事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

３　法第五条第三号の国土交通省令で定める許可を受けようとする者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

一　許可を受けようとする者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者

二　許可を受けようとする者（持分会社である場合に限る。）が資本金の二分の一を超える額を出資している者

三　事業の方針の決定に関する許可を受けようとする者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

改正前

（事業計画）

第二条　法第四条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　各営業所に配置する事業用自動車の種別（霊きゅう自動車又は霊きゅう自動車以外の自動車（以下「普通自動車」という。）の別をいう。以下この号及び第六条第一項において同じ。）及び事業用自動車の種別ごとの数

四～七　（略）

２・３　（略）

（添付書類）

第三条　法第四条第三項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一　（略）

（新設）

二～九　（略）

（新設）